

子ども・子育て会議（第50回）

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て会議（第50回）

議 事 次 第

日 時 令和元年12月10日（火）9：59～11：22

場 所 中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

1．開 会

2．議 事

（1）新制度施行後5年の見直しに係る検討事項について

（2）その他

3．閉 会

秋田会長 おはようございます。

若干、早いですけれども、全員おそろいでございますので、第50回「子ども・子育て会議」を開始いたします。お忙しいところ、お集まりいただき、まことにありがとうございます。

初めに、本日の委員の御出欠について、事務局より報告をお願いいたします。

池上参事官 委員の御出欠について御報告申し上げます。

本日は、柏女委員、古口委員、中川委員、茂木委員、山本委員、尾木専門委員、高橋専門委員、安河内専門委員におかれましては、所用により御欠席でございます。

また、王寺委員におかれましては古渡代理人、湊元委員におかれましては羽柴代理人、三日月委員におかれましては東代理人、水谷委員におかれましては濱名代理人に御出席いただいております。

本日は、全委員25名のうち、代理の方も含め20名の御出席をいただいております。また、本日は専門委員の皆様にも御出席いただいております。

本日は定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

秋田会長 ありがとうございます。

資料につきましては、議事次第に記載のとおり、資料と参考資料1から4までをお配りしております。漏れなどがあれば、事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の予定ですが「新制度施行後5年の見直しに係る検討事項について」を議論したいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

池上参事官 それでは、御説明いたします。

まず、資料1をごらんいただきたいと思います。

「子ども・子育て会議」におきましては、本年8月から5年後見直しについての議論を6回にわたって行っていただきました。各委員からの御意見を踏まえて議論の整理等を行い、また、会議としての取りまとめ案という形で、前回、御議論をいただきました。

そこでの委員からの御意見を踏まえた修正や、そのほか、文言の整理などの修正を加え、本日、資料1にありますように、最終的な取りまとめの案として「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」ということでお配りしております。

以下、前回からの主な修正点について、御説明いたします。

まず1ページ、今回「子ども・子育て会議」として、施行後5年の見直しに係る対応方針について意見をまとめる形としておりますので、表題の右下に「子ども・子育て会議」と入れております。

それから、1ページで下のほうですけれども、2の「制度全般に関する事項」がここから始まっております。

3ページをごらんいただきたいと思います。

(4)は、認可外保育施設の認可施設への移行に関する事項でございますけれども、文の初めに「認可外保育施設への指導監督や巡回支援を徹底する」との文章を加えております。

3ページ中ほどからは、3の「公定価格全般に関する事項」でございます。

4ページをごらんいただきまして(3)の、地域区分についてでございます。

介護保険制度における改正を踏まえた対応について、わかりやすい表現に変更しております。具体的には、当該地域を囲んでいる地域のうち、支給割合が最も近い地域区分まで引き上げる仕組みの導入を検討すべきであると書いております。趣旨としては変わりませんが、わかりやすい表現に改めたということでございます。

5ページが一番下から、4の処遇改善の事務負担軽減等の人材確保に関する事項が始まっております。

8ページの(9)、人口減少地域における保育の継続の項目でございますけれども、最後に一文を追加してありまして「また、保育所等の空きスペースを活用した児童発達支援の実施の方策なども検討すべきである」としてございます。

同じく、8ページの(10)は新たな項目を追加いたしましたので、読み上げて御説明いたします。

「(10)保育人材の確保に向けた保育士等の魅力向上のための方策」。

保育人材の確保については、これまで処遇改善や事務負担軽減などの取り組みを実施してきたが、依然として保育士の求人倍率は全職種平均と比較しても高く、保育人材の確保が困難な状況が続いている。

このような状況を踏まえ「保育士等を目指す人や保育士等に復帰しようとする人が増え、保育現場に参加・復帰しやすくなるよう、保育士等という職業や働く場としての保育所等の魅力の向上とその発信に向けた取組等の検討に着手すべきである」という文章を加えてございます。

8ページが一番下からは、5の「教育・保育の質の向上に関する事項」でございます。

ここにつきましては、特段の変更はございません。

9ページ、一番下のほうから、6「地域の子育て支援等の機能の充実にに関する事項」でございます。

こちらの項目につきましても、特段変更はございません。

10ページの中ほどからで、7「認定こども園に関する事項」でございます。

11ページの(3)の保育教諭の資格特例の経過措置についてですが、もともとは検討例として文の最後につけていた例示を文中に移動させていただきます。具体的には、2行目の終わりのところからですが「認定こども園で保育教諭としての勤務経験を有する場合、長期特例の適用に当たって考慮できる点はないか等」という部分を文中に移動させていただきます。

11ページの中ほどからは、8の「地域型保育事業に関する事項」でございます。

下のほうの(2)の研修要件についてですが、家庭的保育事業と小規模保育事業C型とどちらに関する記載なのかを明示するための修正を行っています。具体的には、1行目は「家庭的保育補助者が」としております。

また、見直しを検討する研修の対象を明らかにするため、3行目は「保育士資格を有する者が小規模保育事業C型や訪問型保育事業で家庭的保育者として従事するために必要な研修」ということを明らかに書くようにいたしました。

13ページで、上のほうから、9の「地域子ども・子育て支援事業に関する事項」でございます。

13ページの下の方から、病児保育事業についてでございます。

次のページに行ってくださいまして、文書の最後に一文を追加してございます。具体的には「需要の不安定さや人材確保の困難さに鑑み、柔軟な制度の運用に向けた取組を検討すべきである」というものを加えてございます。

14ページの中ほどからは、10「その他の事項」でございます。

(1)の安定的な財源の確保のところですが、趣旨を明確にするため、3行目に「量の拡充・質の向上を図るための」という文章を追加しております。

15ページの中ほどから、11「終わりに」が始まってございます。

下から5行目ですが、第44回会議において中長期的な検討課題とした事項がありましたので「他の福祉分野との連携の推進など第44回会議において中長期的な検討課題とした事項に加え」という文章を追加してございます。

以上が主な修正点についての御説明になります。

それから、参考資料1をごらんいただきたいと思います。

取りまとめの概要として参考資料1を作成いたしました。取りまとめの内容を改めて御確認いただく趣旨で文面を読み上げさせていただきます。

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について(案)の概要
令和元年度12月 日 子ども・子育て会議

はじめに

平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行後、政府は、保育の受け皿整備や、保育士等の処遇改善等、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に取り組んできた。今年10月からは、幼児教育・保育の無償化が開始。

子ども・子育て支援法の附則において、施行後5年を目途として、法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講じることとされている。

平成27年度の施行から数えて今年度が5年目。今般、子ども・子育て会議において、地方分権改革に関する提案事項や制度の施行状況等を勘案し、検討が必要な事項を整理し検討した。以下の対応方針により、政府において必要な対応をとることを求める。

制度全般に関する主な事項

保育標準時間・短時間の区分については、事務負担軽減が期待される一方で、保育の長時間化の懸念が指摘されており、その在り方について引き続き検討すべき。

保育の必要性認定における「求職」の取扱いについて、求職活動の内容・確認方法の例示等を通知等により周知すべき。

公定価格全般に関する主な事項

公定価格の設定方法については、「積み上げ方式」を維持すべき。

本年10月の改正により、2号認定子供に係る公定価格に存置された旧副食費相当額の一部については、経営実態調査において人件費割合が増加し、収支差率が悪化している状況に鑑み、その財源分を人件費に上乗せすべき。

地域区分について、自地域より支給割合の高い区分の地域に囲まれている場合には、それらの地域のうち、支給割合が最も近い地域区分まで引き上げる仕組みの導入を検討すべき。

保育所等の安定的な運営にも配慮しつつ、土曜日の開所日数に応じた調整について検討すべき。一方で、土曜日の利用児童が少ないことに着目した評価については、保育所等の運営全体に与える影響に鑑み慎重に検討すべきであり、特に人件費の削減は、人員配置の実態にも鑑み行うべきではない。

減価償却費加算の地域区分について、保育所等整備交付金制度と同様に区分を見直すべき。

処遇改善や事務負担軽減等、人材の確保に関する主な事項

更なる処遇改善について、必要な財源の確保や改善努力の見える化と併せて引き続き検討すべき。

処遇改善等加算について、賃金改善の基準年度の取扱いを含め、事務負担の軽減を図る観点から見直しを検討すべき。

夜間保育所のより安定した経営の構築に向け、夜間保育加算を拡充すべき。

離島・へき地を含めた人口減少地域等における保育に関する実態把握や対応策の検討に着手すべき。

教育・保育の質の向上に関する主な事項

職員配置基準の改善については、「0.3兆円超」の安定的な財源の確保と併せて引き続き検討すべき。

チーム保育推進加算・栄養管理加算の充実については、必要となる財源の確保と併せて検討すべき。

給食実施加算については、園として必要となる費用に応じた内容となるよう加算適用の在り方を見直すとともに、きめ細かな栄養・衛生管理等の下で調理し給食を実施する場合の加算単価の充実を検討すべき。

主幹教諭等専任加算について、継続的な幼小連携など教育・保育の質の向上に資する取組によっても取得できるよう要件を弾力化すべき。

施設関係者評価加算について、学校関係者評価は単なる運営評価にとどまらず、教育・保育の質向上につながるものとするため、自己評価の実施を前提に、公開保育の取組との一体的な実施に対する一層の支援に向け、検討すべき。

地域の子育て支援活動の充実に関する主な事項

障害のある子どもの受入れや、地域における子育て支援の取組の、公定価格における評価を検討すべき。

被虐待児等の要保護児童の支援に関し、要保護児童対策地域協議会への参加や個別の支援といった保育所等での取組を評価することを検討すべき。

認定こども園に関する主な事項

私立認定こども園に係る障害児等支援事業の補助対象の一部を見直し、事務の簡素化を図るべき。

幼保連携型認定こども園の保育教諭の免許状・資格併有の促進のため、保育者の質の確保に留意しつつ特例の在り方について引き続き検討すべき。

地域型保育事業に関する主な事項

先行利用調整のようなさまざまな対応策を活用して、地域型保育事業卒園後の受入先確保を促すべき。

連携施設制度の在り方については、連携施設の設定状況等を踏まえて、引き続き検討すべき。

地域子ども・子育て支援事業に関する主な事項

一時預かり事業について、職員の処遇改善や補助単価の見直し等を検討すべき。

病児保育事業について、実態調査を踏まえた検討を行うとともに、利用管理のためのシステム構築費用の補助等を検討すべき。

一時預かり事業（幼稚園型）において、障害児を受け入れる場合の単価のあり方を検討すべき。

終わりに

制度全般に対する見直しは第3期の子ども・子育て支援事業計画期間との関係性も考慮し、5年後を目途として行うべき。

公定価格の次回の全般的な見直し及び経営実態調査は、制度全般の見直しにあわせて5年後に実施することとし、それまでの間における中間的な見直しの実施についても引き続き検討すべき。

以上が概要の資料でございます。

引き続きまして、参考資料2について御説明いたします。

居宅訪問型保育事業につきましては、経営実態調査における有効回答数が非常に少なかったため、調査結果の公表は行わなかったところでございますけれども、前回、駒崎委員からのお求めがありましたので、経営実態調査の結果とは別になりますが、ある事業所における収支差の状況ということで、参考資料2を配付いたします。

なお、統計法を所管する総務省からの御指導により、当方からは事業所名を申し上げられない点を申し添えます。

また、資料にも注を入れてございますけれども、これは個別の事業所の状況をあらゆる資料でございまして、居宅訪問型事業一般の状況を示すことではないことに留意が必要と考えます。

参考資料3は、就労証明書の標準的な様式の活用状況をまとめた資料です。

昨年11月にも状況を御報告する資料をお出しておりますが、大都市からは、より多くの記載事項がないと利用しにくいとの御指摘もあったため、本年8月に大都市向け標準的様式を作成しております。現在の状況は資料のとおりですが、今後、さらに市町村の皆様へ御活用いただければありがたいと考えております。

参考資料4は、委員の皆様からいただきました意見書をまとめてお配りしているところでございます。

私からの説明は以上になります。

秋田会長 御説明ありがとうございます。

それでは、本日の議事について、皆様から御意見・御質問をお願いいたします。

時間の関係上、お一人2分で御発言いただきますよう、御協力をよろしくお願いいたします。これまでどおり、2分超過の場合、事務局よりメモを入れさせていただきます。発言順は委員の配席順、今回は五十音順の逆ということになります。

山内委員からお願いいたします。

山内委員 日本保育協会から参りました山内でございます。よろしくお願いいたします。おおむね取りまとめについては非常に評価をあらわしたいと思えます。

取りまとめに向けた最終回ということで、1点だけ申し上げたいと思えます。

4の(10)の「保育人材の確保に向けた保育士等の魅力向上のための方策」という新しい項目が入ったことについては非常に喜ばしく思っております。この会議でも何回か発言があったと思いますが、現場としても、実習などの場あるいは地域ごとでの就職相談会など、さまざまな取り組みが行われておりますが、幅広い立場として、国としても積極的な保育の魅力についての発信をよろしくお願いしたいと思えます。

もう一点だけ。保育士養成校や、その他、卒業時の進路指導に際しても、大変な仕事であるということも伝える必要はあるかと思えますが、あわせて、子供たちの健やかな成長を促す魅力のある仕事であるということをきちんと伝えていただければ幸いに思えます。

この子育て支援策が、全ての子供たちの健やかな育ちにすばらしい制度になるよう、今後も検討を重ねていただくことを願っております。よろしくお願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、森田委員、お願いいたします。

森田委員 全国保育協議会から参りました森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

全体をよくまとめていただいて、ありがとうございます。その中で、3の公定価格全般に関する事項、公定価格の算定方法についてというところで、積み上げ方式を維持すべきという方向性をお示しいただき、まことに感謝申し上げます。

また、0.3兆円超の質の向上の項目について、財源確保を含め、円滑な実施を御検討いただきますように改めて要望させていただきたいと思っております。

次に、4の「処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項」の項目には「更なる処遇改善について、必要な財源の確保や改善努力の見える化と併せて引き続き検討すべき」と書かれていることに賛同いたします。今後も処遇改善が必要であることを現場は強く認識しており、引き続き、処遇改善の御配慮をお願いいたします。

また、処遇改善等加算の施設内での配分方法について「定額配分者の最低人数の更なる緩和」が記載されております。現場にとって使いやすい制度とするために、円滑な処遇改善を実施するためにも、早期に実現していただければ幸いです。

また3点目に、新たな項目として「(10)保育人材の確保に向けた保育士等の魅力向上のための方策」が挙げられています。これらのことは、12月3日、4日と開催されました我々の全国保育組織正副会長等会議においても発言がございました。

これまでも各県や市では、保育協議会や保育士会が積極的に保育の情報発信を行っています。イメージアップのための映像やポスターなどを製作して、保育の魅力を広く社会へアピールしようとしております。このような取り組みを全国にも広げることが必要と考え、取り組みの具体的な検討の際には、現場の保育士・保育教諭の意見をおくみとりいただければ幸いです。

また最後に「終わりに」に示されている、5年後を目途として行うとされている制度全般の見直しについて、丁寧に議論するためにも、早めに論点整理を提示していただき、保育現場の意見を十分に反映していただくようお願いいたします。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、松田委員、お願いいたします。

松田委員 中京大の松田です。

まず、本対応方針についての取りまとめ案は、本会議における議論を的確に踏まえたものであると思っております。その上で、3点ほど発言をさせていただきます。

1点目ですけれども、資料の11ページの(3)です。5年間延長されている保育教諭の資格特例に係る方策です。

これに関しましては、以前の会議で私は申し上げましたが、こうした特例をずっと続けるのは余りよくないことでもあるかと思っておりますので、この5年間に、ぜひしっかりと政府は対応をしていただきたいと思います。

2点目は、最終ページになりますけれども、前回は議論がありました、多胎児を持つ子

育て家庭への支援ということでございます。これは大変、大事であると思います。

一方で、その支援のあり方というものは、保育園に入所させるという方策以外にも、一時保育を利用する、あるいは子育て支援の相談機能を充実させて対応する等がありますので、さまざまの方策の中から適切なものを検討することを期待したいと思います。

最後ですが、前回、月本委員だったか、御発言があったかと思いますが、在宅で子育てをしている、あるいは幼稚園にお子様を預けまして、子育てをして、また楽しんでいらっしゃるという発言もあったと思いますが、一つの選択肢ですし、大事なことであると思います。改めて全体を見ますと、そうした方に対する支援策、応援策が少し弱いという印象を持ちました。

具体的には、9ページの6の(1)になるかと思いますがけれども、地域子育て支援の評価のあり方のところで、地域子育て支援の機能を保育所等が担っていくことを踏まえて公定価格の評価について検討すべきとありますけれども、地域子育て支援、これは例えば、在宅で子育てをされている方に対する支援等をもう少し拡充する、あるいは特に地方の保育所等から施設に余裕が出てきているというお話もありましたので、そうしたところの機能をそちらに振り向けていくということもあるのかなと思いました。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、東出委員、お願いいたします。

東出委員 経団連人口問題委員会の東出でございます。

2点お話しさせていただきます。

まず、施行後5年の見直しに係る対応方針につきましては、幅広い論点について、よく取りまとめられていると評価させていただいております。

また、参考資料1の就労証明書の標準様式の活用につきましては、企業といたしましても、効率化あるいは働き方改革につながる取り組みであることから、ぜひとも進めていただきたいと思っております。

次に、5年の見直しに係る検討事項についてですが、これまでも申し上げているとおり、公定価格の設定については、実態を踏まえた適正な水準にしていくこと、また、保育の質を保ちつつも、効率化を進める事業者の取り組みがきちんと評価されるような仕組みについて、引き続き御検討をしていただきたいと思います。と存じます。

以上、よろしくお願いたします。

秋田会長 ありがとうございました。

それでは、野澤委員、お願いいたします。

野澤委員 東京大学の野澤です。よろしくお願いたします。

審議、提起された事項に関する丁寧な取りまとめを、どうもありがとうございます。

3点ほどコメントをさせていただきます。

まず、8ページの5「教育・保育の質の向上に関する事項」は、財源確保とともにぜひ

進めていただくようお願いいたします。

次に「終わりに」の部分で述べられております、子ども・子育て支援の基本理念「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない」ということ。また、その会議の目的というのが、それに基づいて、子ども・子育て支援策が、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであるというようなことは、非常に重要なことであって、常に立ち返って参照すべき視点かと思っております。

特に、社会を構成する一員として、子供の声を考えることのできる場として、この会議は意義はとても大きいと考えております。今後とも、子供のウェルビーイングや発達という点からのさらなる議論がなされるということを期待しております。

最後に、子育て支援という点に関しまして、子育ての負担というものは非常に大きいものですし、過度な負担や不安を軽減すべく、社会で支援するという事は非常に大事だと思います。

一方、不安や不負担とともに、子育てに喜びを感じている保護者も多いということも、調査でも示されていることであります。負担や不安のみを過度に強調することにならないよう、今後、教育・保育においても、子育てのサポートということとともに、子育ての主体として保護者の力をエンパワーメントするという視点とのバランスも重要なのではないかと考えております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、徳倉委員、お願いいたします。

徳倉委員 NPO法人ファザリング・ジャパンの徳倉でございます。

野澤先生と一部重なりますけれども、大きく2点、お話しさせていただきます。

5ポツの「教育・保育の質の向上に関する事項」というのは、保護者の観点から、ぜひ財源確保も含め、引き続きお願いしたいと思います。

また、全体の取りまとめの中で、さまざまな支援が必要な子供たちに向けての発言等々がしっかりと盛り込まれているということが非常に評価されると思います。

そして、最後、16ページは、ここは今回大きなポイントなのですが、子ども・子育て基本法においては「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」というところであって、実はここに御参集のさまざまな団体の皆様、自治体の方々が、子供に関するさまざまな制度に対して、より量の拡充、質の向上という面で、さまざま御尽力をいただいています。

このタイミングにおいて、では、保護者として、では、どういう役割が必要なのかというところ、保護者に対するアプローチというものが、この子育て基本法が制定されてからどのようなアプローチがなされてきたかといいますと、余りそこは進んでないと感じ

ます。

さまざま、我々はお伝えしていますが、母親に対するアプローチというものは、各自治体では実際行われていますが、父親という部分に対してのアプローチというのは、各自治体で温度差も非常にありますし、個々に委ねられています。

しかしながら、基本法に立ち返っていくと、父母その他の保護者というところで、父親の働き方や子育てのかかわり方において、実は子供の長時間の保育であったり、それが保育士の長時間労働の是正につながる等々の副次的な効果が非常に見込まれることから、やはり、両親学級等、これまで以上に国のほうで充実をさせていただいて、父母その他保護者が、第一義的な責任を有する存在なのだとすることをしっかり認知をした上で、さまざまなステークホルダーとともに子ども・子育てを行っていくという環境をつくっていく。いわゆる、制度だけではなく風土の部分の拡充を、今後、進めていただきたいと思えます。

以上になります。

秋田会長 ありがとうございます

それでは、月本委員、お願いします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本でございます。

変則的な時間帯の子育て支援プログラムの提供についてです。

幼稚園、保育所、認定こども園などでは、未就園児の乳幼児を育児する家庭の子育て支援を、園庭開放などの親子登園を通して、子育て支援をしている園も少なくありません。しかし、乳児を育てる家庭では、午前10時前後のお昼寝により、そうした子育て支援プログラムに、開催時間の関係で参加しにくい家庭もあります。そうした家庭は、朝8時ごろから始まる子育て支援プログラムや、午後1時ごろから始まるプログラムがあれば助かるという声も聞きます。

そうしたニーズは少数ではあると思いますが、きめ細やかな対応が提供できるよう、国からも地方自治体に向けて発信をしていただければいいのではないかと考えています。よろしく願いいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員 産経新聞の佐藤好美です。

取りまとめをありがとうございました。

今まで申し上げたことと特段変わりはないのですが、3ページで、今回、認可外保育施設への指導監督や巡回支援の徹底が入ったことは、大変よかったと思っています。

もう一点、この5年間を振り返ってみますと、やはり大きな変化として、地域の子育て支援事業の必要性がますます高まったことが新しかったと思います。障害の子供がふえていますし、胸がつぶれるような虐待の事案もありました。そういった虐待児の裾野に広が

るような、要保護児童への目配りがますます求められていると思います。

虐待未満、手助けがあればそうならず済むようなお子さんとお母さん、親御さんへのサポートができるような体制に持っていけるといいなと思います。そのためには、やはり子育てのプロである幼稚園や保育園のお力は欠かせません。

今回、6ポツで入った、地域の子育て支援事業への機能の充実に関しては、大変期待をするところです。特段、公定価格上の評価について、期待をしています。

先ほども御指摘がありましたけれども、とりわけ、人口減少地域では、こうした事業への工夫とか新しい取り組みが出てくることを期待したいと思います。地域の香り立つようなアイデアが出てくるといいなと思います。

よろしくをお願いします。

秋田会長 ありがとうございます。

駒崎委員、お願いいたします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

取りまとめをありがとうございました。

今回も意見書をもとにお話をしていきたいと思うのですけれども、まず、こちらの居宅訪問型の収支差について、事業者は述べることはできないとおっしゃっていただいたのですけれども、私どもの収支差を出していただき、大変感謝しております。

こうした、事例からわかるに、やはり居宅訪問型保育事業の公定価格は考え直さなくてはいけないのではないかと思います。なかんずく、医療的ケア児など、普通の認可園ではお預かりできない子供を、こうした居宅訪問型保育事業で預かろうとすると、どうしても赤字になってしまうという構造が、きちんと見える化されたというのは大変嬉しいですし、それに対して、では、どうしたらいいかというようなことを考えていっていただきたいと切に願っております。

さて、提出資料をもとにお話しします。

一応、提案としては、取りまとめということなので、取りまとめ全体には賛成なのですが、細かい話で恐縮ですけれども、この保育園の空きスペースを地域住民等に有料で貸し出せるような通知を出していただけないかなと思っています。

そういいますのも、大半の保育所は、日曜や土曜日夜は余り使っていないことが多いわけです。そうしたアイドリングをしていると。平日においても、ある程度地方部とかだと使っていないスペースを抱えている保育園もあるでしょうと。こうした、アイドリングしている保育園内スペースを、地域のNPOや習い事の先生とかあるいは親グループに貸し出すことができれば、保育園がコミュニティの結節点になってくるのが可能なのです。

これは有料で貸し出しがわずかながらもできれば、収入が少しでも生まれて、備品とか施設の更新費用を賄うことができたり、あるいは保育所の処遇も上げることができるようになるだろうということになります。

でも、一方で、現在、こうした貸し出しを行って収入を得ることは、基本的には目的外

使用で監査に引っかかるというような状況になっています。この目的外使用の呪いというのは結構激しくて、仙台市で、我々が保育園の中でこども食堂をやろうと思ったら、市から「それは目的外使用だから」とかと言われてしまうという、ひどい状況になっているわけなのです。

これを目的外というか、何か広い意味で地域のためになるような事業に貸し出そうみたいなことというのは、保育園の目的にも資するのではないかなと思っていて、実際、人口減少社会においては、施設が保育園としてしか使えないというのはもったいないことなのです。地域の中で保育園は大変立派な施設ですし、本当に心を込めてつくっていい施設ですので、そうした施設が住民皆さんに使っていただけると。会議室や習い事の間、あるいは子供連れの誕生会をやろうと、そうした場として使えるということはすごく大事ですし、地域の人々をつなぐ場になっていくのではないかなということを思いますので、ぜひ、そうした「可能だよ」という通知を出していただくと、仙台市のような基礎自治体が「そうなんだ。可能なんだ」ということで、余り規制してこないようになるということなので、ぜひお願いしたいと思っています。

最後に、取りまとめ、きょうで終わりなのですが、この子ども・子育て会議、ぜひ定期的を開いていただくと嬉しいなと思っております。これは過去、大きなイベントがあって、取りまとめるということと、スタート、半年あくということが結構あったりするわけなのです。そうすると、その間、いろいろ課題が出たり「こうしたほうがいいんじゃないの」みたいなのが後回しになってしまったりするので、幼保無償化みたいな話がぼんと来ると、それに全部リソースがとられて、改革が進まないみたいなことになりがちです。日ごろから、何も無いときでも、定期的に、2、3カ月に1回程度は開いていただくと、しっかりいろいろなこと直せたりするのではないかなと思いますので、ぜひ内閣府におかれましては、定期的に、この子ども・子育て会議を開いていただけたらと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

加藤委員、お願いいたします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤です。

取りまとめいただきまして、ありがとうございました。

私から3点申し上げます。

11月11日に事務連絡を発出いただきました件、ありがとうございます。処遇改善に係る研修の実施主体認定申請書の件でございますけれど、早速、都道府県との間の意見交換が始まっていると聞きますけれど、やはり伺うと、それぞれの認識の仕方がさまざまでございます。

一歩進むと一個混乱して、また一歩進んでいくと、それをおさめてというようなことが続きますが、多分、もうFAQの御準備はなさっていらっしゃるかと思いますけれど、早期

の発出をお願いしたいところです。もしできましたら、おおよその発出目安をお示しいただけましたら、大変ありがたく存じます。

2点目です。

無償化がスタートしまして、市区町村への必要に応じた実績報告書、いろいろな書類がふえてきていますが、やはりどうしても市区町村独自様式というものの殻が破れません。

私立幼稚園は、広域でお子さんが自由に選択して入ってくる。この自由な選択というのは非常に大事なことと思います。それが、その書類様式で、零細企業体である幼児教育施設が、事務の負担をさらに増さなければならないということは非常に苦しいことございまして、ICT化を進めても、出力がバラバラだと、結局使い物にならないという状態になっていますので、ぜひ、統一書式に向けて、標準化あるいは全国で統一が難しければ、都道府県で統一とか、そういうような取り組みをお願いしたいと思います。

3点目ですけれども、公定価格の今回の検討で、幼児教育の質向上に関することについて、施設関係者評価加算、本当にありがたく思っていますが、文部科学省においては、これは学校関係者評価という概念になります。どうぞ、多くの私学助成もありますので、同じように配慮いただければと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

小塩委員、お願いいたします。

小塩委員 非常に丁寧に取りまとめをさせていただいていて、ありがとうございます。

私のほうからコメントいたします。

土曜日保育の見直しについてですが、開所日数に関して調整を行うということで結構ですが、それだけで改革が完結するかなと思います。

そういいますのは、7ページの(6)に、土曜日における共同保育の実施とか、あるいは保育士さんたちの勤務環境の向上のために土曜日保育を見直すというような提言をなさっています。いろいろな施設で働いてらっしゃる方々の働き方改革と連動する形で土曜日保育を見直すという視点もあっていいのではないかと思います。そうしないと、いつまでたっても、保育士さんたちの仕事としての魅力がなかなか高まらないという面があるかもしれない。働いている保育士さんたちの働き方改革と、土曜日の保育の見直しを連動することが必要ではないかと思います。それが1つです。

もう一つは、政策の検証をしっかりとということです。子育て支援策の効果は、非常に検証が難しく、研究者の間でも「あまり効果がないのではないか」「いや、あるよ」という意見の対立があります。せっかく、これだけたくさんのお金を使って施策を展開し、今回も保育サービスの見直しについていろいろな改革を提言しているのですから、全部とは言いませんが、できるだけ数字で効果が検証できる工夫をしていただきたいと思います。そのためには、詳細な統計づくりに尽力していただきたいと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それで、長田委員、お願いします。

長田委員 公益社団法人全国私立保育園連盟副会長の長田です。

まずは資料、施行後5年の見直しに係る対応方針についてですが、このようにまとめていただきまして、まことにありがとうございました。

11月28日に公表された2018年の確定人口動態では、出生数が91万8400人という衝撃的な数字になりました。そして、12月7日の産経新聞によりますと、ことし、2019年の推計としては、関係者の話として86万人程度という驚くべき出生数が報道されています。

都市部を中心にした待機児童対策は、いまだゼロには届いていませんが、一方で、過疎化の進展は想像以上に早まり、人口減少社会における保育施設への振興対策は急がなければならないと認識しています。地域に保育施設がなくなると、子育て世代が住みたくても住めなくなり、結果、学校も数年後にはなくなり、働き手も奪われ、地域の活性が失われ、悪循環となっていくのは明らかです。

保育施設は、学校や病院などと同様に、地域になくてはならない大切な社会資源であり、園児が少数でも保育施設が持ちこたえられるような、いろいろな振興対策をぜひ御検討願えればと思います。

最後に、何度もこの席でお願いしておりますが、人材確保について、本当に全国的にこんなに厳しい状況は経験したことがありません。私は、バブルの時期、平成元年、2年、3年の保育士採用を経験していますが、あのときも非常に厳しかったのですけれども、今はあのときの比ではございません。そのために、さらなる処遇改善、予算の確保等をお願いいたします。働き方改革も含めて、職員が安心、安定して働き続けられるような職場づくりに力をおかしてください。

また、処遇改善等加算 と の報告書ですが、とても複雑で、現場は苦勞しています。また、都道府県においても誤解された指導している例も散見されます。ぜひ、来年度に向けて早急な改善をよろしく願いいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員、お願いいたします。

奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

第50回「子ども・子育て会議」ということで、とても感慨深く拝見しておりました。

取りまとめに向けた最終回ということで、全体の方向性については、本当に賛同させていただきます。

その上で、多くの委員からも心配の声がございますとおり、少子化のこととか、児童虐待のこととか、少子化とはいえ、課題がいろいろ高まっている状況かと思っております。

子どもは、産前産後から幼稚園・保育園・認定こども園等に入園するまでの間、地域子ども・子育て支援という形で、地域子育て支援拠点事業や、相談事業であります利用者支

援事業等に取り組んでまいりました。全国にも7,400カ所ということで、その35%ぐらいは保育所に併設されている地域子育て支援センターという形でございます。

きょう、何人かの委員からも御指摘があったとおり、地域における保育所等の役割というのは非常に高まっておりますし、また、7,400カ所ある地域子育て支援拠点も、さらに子育て家庭を応援していきたい、そういう思いであります。

資料の13ページに「地域子ども・子育て支援事業に関する事項」ということで、13事業ございますけれども、なかなか、こちらのほうの記載というのは難しさもあるわけですが、非常に重要であることは間違いがないと思います。特に乳幼児期の子供の心身の豊かさを育む、親子もしくは家庭の子供に対する愛着の形成や、家庭が地域に愛着を持って子育てができる、そういった人生のスタートに大きな影響を与えるものだと思っております。

その上で3点ほどを申し述べたいと思います。

1つは切れ目ない支援ということです。

産後ケアのサービスを実施している自治体が4割と聞いております。まだまだこれでは少ないと思います。なかなか三世同居というのも難しい中、核家族の過程が多い状況です。産後からのケアのサービスが充実すること、そして、それが保育園・幼稚園・認定こども園へつながるまでの間、家族が非常に難しい時期を迎えますので、ここをしっかりと支えていくということです。

2点目です。

やはり、保護者とともにという話がありました。そういったことを踏まえると、親のエンパワーメントという観点からも、全ての事業者、子どもも含めてなのですが、親を巻き込んでいく、その中に、地域の方々も巻き込んでいく、そういったようなことが非常に地域に愛着を持って子育てをスタートする、周りからちゃんと応援されるのだというような経験を通じて育まれるということが、親子にとって非常に重要だと思っております。

そして、3点目です。

土曜日のことが、きょう、いろいろな委員からございました。実は今、地域子育て支援拠点で両親学級を開催させていただいております。妊婦さんご夫婦に向けてなのですが、土曜日、今、保育所の活用等も出ておりますけれども、パートナー、男性も巻き込んでやろうと思うと、土曜日活用は非常に重要なことと思っておりますので、これからそういったことも考えていけたらいいのではないかと思います。

少子化も含めて、子育て家庭の大きな変化がございます。スピード感を持って対応していくためにも、この会議が果たす役割が非常に重要だと思っておりますので、今後とも私自身も力を尽くしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、新山委員をお願いします。

新山委員 全国国公立幼稚園・こども園長会の新山です。

このたびは取りまとめの作業を、皆さん、本当にありがとうございました。

今回の見直しについては、全体としては賛成をさせていただきます。

預かり保育における障害児単価の創設、それから、学校関係者評価と公開保育の組み合わせによる教育の質の向上、幼小連携などが組み込まれたのは評価できていると思っております。処遇改善や配置基準の改善に関しては、今後、財源確保をして、しっかり取り組む必要があると思っております。

それから、皆さんとも重なるところですがけれども、保護者の子育ての力を高めるために、5年後の見直しの取りまとめの資料の最後の「終わりに」のところにも、保育の長時間化への懸念が言及されておりますけれども、子ども・子育て支援が真に子供や家庭にとって有益なものになるように、引き続き、この会議としても議論をずっとし続けていくことが必要であると考えております。

2つ目は、幼児教育の質の向上のための、国公立園の存在意義についてお話をさせていただきます。

先日、文科省の「幼児教育の実践の質向上に関する検討会」において、特別支援教育や外国籍幼児の受け入れに関して、今まで以上に国公立幼稚園の存在意義が高まっているという専門家からの意見がありました。

また、現在、本会の特別事業委員会では、保育教諭養成課程研究会と合同で、幼児教育の理解推進を図るための資料づくりを進めるなど、幼児教育の質の向上に関する事業を積極的に行っているところです。

しかし、現在、国公立の幼稚園、こども園の数は減少傾向にあり、今回の無償化により、その傾向が加速しないかと危惧しているところです。幼児教育センターや幼児教育専門の指導主事も思うようにはふえていないということがわかってきました。過去に、国公立園をなくしたことで、自分の地域で幼児教育センターの指導員を確保できなくなってしまった地域もあることを考えると、地域の幼児教育の質を支え、振興に力を尽くす公的な施設として、各地域に公立園を確実に存続させること、また、各教育委員会が学校教育のスタートとして、全ての幼児教育施設の教育内容について適切に指導・助言できる体制を整えることが極めて重要であると考えます。

国公立の幼稚園・こども園は、各地域においてパブリックな幼児教育を提供するとともに、研修や幼児教育の質の向上を支える人材輩出に極めて重要な役割を果たしていることから、国公立園の果たす役割を踏まえた議論も忘れずをお願いしたいと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございました。

それでは、水嶋委員、お願いします。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

丁寧に取りまとめをいただきまして、ありがとうございます。

1点だけ、家庭的保育に関しましては、資料の11ページの8の(2)、家庭的保育補助

者の研修の受講要件の柔軟化の箇所ですが、今回、訂正していただいた内容が、私たちの求めていたことです。

研修項目の見直しについては、小規模保育C型や居宅訪問型保育事業と記述があり、内容がとてもわかりやすくなりました。お礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、平川委員、お願いします。

平川委員 日本医師会の平川でございます。

私は、病児保育事業の点について意見を述べさせていただきます。

対応方針案の14ページの一番上の行になります。

前回までの対応方針案には、主に利用者支援の立場に立って管理システムを構築に要する補助、そういうものを記載されていたのですが、今回、施設側への支援という立場に立って、需要の不安定さや人材確保の困難さに鑑み、柔軟な制度の運用に向けた取り組みを検討すべきという記載を追加していただきまして、大変、大切な視点とっております。

病児保育事業は、補助金の事業として実施されているのですけれども、自治体からの補助金というのは、基本分に加えて、利用者数によって決まっております。ところが、この病児保育の特徴といたしまして、子供の体調変化、それから、保護者様の御都合などで突然の予約キャンセルというのが非常に多いものでございます。予約に応じて人員配置をおったのですけれども、それにかかわらず、キャンセル分の人件費というのは持ち出しになるわけでございます。利用者数の日々の変動というのは大変予測しがたいものでありまして、年度当初の事業計画どおりにはなかなかいかないというのが実態でございます。

さまざまな調査でも多くの施設は赤字でございますけれども、この赤字の原因の大半は、この人件費にあります。赤字覚悟で施設を運営しているというところが大半と思っておりますけれども、大変、限界になりつつあると思っております。不採算事業のまま施設に委ねられているという現状が続いておりますと、これは事業の衰退にも結びつきかねませんので、今後の本事業の継続を可能とするためにも、施設への支援のあり方ということを、ぜひ検討していただきまして、今後ともしっかりとその検討を続けていただきたいと思っております。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、中正委員、

中正委員 日本こども育成協議会の中正でございます。

本日、取りまとめの資料、また、御説明ありがとうございました。

私のほうから3点ございます。

まず1点目なのですが、3ページにある認可外保育施設のインセンティブの件でございます。

指導監査や巡回の徹底の記載を今回していただいたのですが、そんな中、私どもの会員

には認可外の事業者さんも多数いらっしゃるということでございまして、認可保育園だけでは拾えない保護者や子供たちもいらっしゃるのが現実でございます。認可施設に移行に向かえない事業者さんもいるということを御理解いただいて、認可外と認可の共存もぜひ動いていただければということをおもっております。

2点目です。

(10)のところで「保育人材の確保に向けた保育士等の魅力向上のための方策」ですが、今回、御記載いただいたことに本当に感謝しております。

やはり業界にとって、人材確保は本当に大変な問題になっておるといってございませぬ。私ども業界としても、本当の魅力を伝えていきたいと思っておりますが、個人的な意見なのですけれども、一步踏み込んで、昔、ドラマでやっていた『スチュワーデス物語』、風間杜夫さんと堀ちえみさんのようなテレビドラマを、保育所物語みたいなことで、本質を理解いただくようなことを、マスコミを通じてやれないかと個人的には思っております。

3点目です。

細かな訂正なのですけれども、14ページの幼稚園の一時預かり事業のところ「子供」の表記が漢字になっております。個人的には「子」が漢字で、「供」がひらがなで統一すべきと思っております、東京等は、子供の「供」は漢字でございます。

また、障害を持っている人たちに対しての「害」についても、ひらがなにするとか石へんに「得」という字に変更したらどうかというのが私の意見でございます。

以上、3点でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、木村委員、お願いします。

木村委員 ありがとうございます。全国認定こども園連絡協議会の木村でございます。

今回の取りまとめ、本当に心から感謝を申し上げたいと思っております。

これまで何度か意見書を提出させていただいておりますので、本日、口頭で再度お願いという形をとりたいと思っておりますが、0.3兆円超の安定的な財源の確保をして、質の向上を図るといふ部分につきましては、引き続きお願いをしたいところであります。

9ページ目の6の(1)、地域の子育て支援等における部分では、認定こども園の必須の条件として子育て支援があります。公定価格上の評価について期待をしているところでありますので、ぜひ御検討、実施をお願いしたいと思っております。

3つ目として、先日、北海道においても暴風雨があり、私のところでも暴風雨が30メートルと、ほぼ台風並みの状況であって、ホワイトアウトがあったり、東京都内でも頻りに地震が起きたりと、想定外のことが多い中で、現在、厚生労働省のほうで調査研究を実施されている、救援等に対する調査研究の結果が、いつぐらいに公表されるのかということの目安を教えていただければ、各自治体や施設等でも、対応方法を検討していくのかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、岡本委員お願いします。

岡本委員 日本助産師会の岡本でございます。

新制度施行後5年の見直しに係る対応方針についての丁寧な取りまとめ、感謝申し上げます。

私からは3点です。

1点目、保育所の離職原因の一つにもなっている処遇の改善、保育現場における人材の確保、教育保育の質の向上は、心身ともに健康な子供の育ちを保障するためにも重要な案件ですので、今後も早急かつ適切に対応していただきたいと思います。

2点目です。

(10)の保育士等の魅力向上のための方策を入れていただいたことを大変評価いたします。

保育者養成校でも、養成校入学後、実習とは別に、学生に保育現場体験をさせるなど、保育を身近に体験させ、保育への興味を増加させるような工夫をしている養成校もたくさんございます。そのような養成校の工夫を参考にしながら、保育所を目指す学生をも対象にし、魅力向上のための方策をぜひ今後も進めていただきたいと思います。

3、最後です。

11の「終わりに」の部分ですが、多胎児妊産婦等を含むハイリスクと推察される家庭の保護者に対する心身の負担の軽減や経済的負担の軽減、また、ハイリスク家庭が陥りやすい社会からの孤立の予防など、そのハイリスクの特徴に沿った対策を、地域のみならず多職種連携による切れ目のない、きめ細やかな支援に向け、さらに検討を進めていただきたいと思います。ぜひ、多胎児家庭の後の部分に「ハイリスクと推察される家庭」という文面をも追加いただけますようお願いいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、大川委員、お願いします。

大川委員 全国病児保育協議会の会長の大川でございます。

5年後の見直しを、すばらしい見直しをしてくださいまして、ありがとうございます。

それだけに、地域子ども・子育て関連13事業に含まれる、病児保育を含む事業に、このすばらしい改革案が適用されないのは非常に残念に思います。同一労働同一賃金の原則を守る上でも、土曜・日曜日加算とか処遇改善策の適用をぜひお願いします。

また、見直し案の14ページ、9の(4)の項目、病児保育に関して、柔軟な運営を目指すことを明記してくださいまして、ありがとうございます。

しかしながら、5年後の見直しは、ともすれば利用者優先、運営者が第一義的に考えられておりますが、守るべきは預かる児童の貢献、利益、また、安全・安心を最も優先すべきことだと考えております。

その上で、人材確保は大変でございます。また、看護師の確保は大変でございますので、医療施設併設型においては、場合によっては、病児10人に対して看護師1人の原則を守りながら、いつでも駆けつける体制でとっていける柔軟な運営をお願いいたします。

認可外のインセンティブ付与、また、移行促進は、重大事故の多発を考えると大変重要なことだと思えます。

最後に、虐待児、要保護児童への使用支援や、医療的ケア児の受け入れというものは、病児保育が最も適切な環境を持っておりますので、ぜひこういった児童に対しても、病児保育を提供するようにお願いいたします。

また、保育所や病児保育は子供を預かるものですが、保護者の保育力の養成ということを考えれば、ぜひ、保育所または病児保育において、母子同室または母子同時の保育をして、育児力を高めるといった施策をやっていただければ、虐待ということに関しても、かなりその頻度が下がるのではないかと思います。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、濱名代理人、お願いいたします。

濱名代理人 全日本私立幼稚園連合会の水谷委員の代理で、認定こども園委員会委員長の濱名でございます。

このたびは、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応策につきまして、子ども・子育て会議の議論を反映、まとめていただきましたこと、賛意を示すとともに、御尽力に対して感謝申し上げます。

それでは、提出資料に沿って申し上げます。

まず「長時間保育に係る調査・研究・啓発について」でございます。

幼児教育・保育を考える上で最も重視すべきは、労働需要サイドの要請だけではなく、子供たちの将来に好影響をもたらす質の高い幼児教育を実現することだといえます。日本の保育の質は、先進国の中では低くありませんが、施設によってばらつきが多いという研究もあります。

これまで、幼児教育・保育の無償化については、親の経済的負担の削減等、親の観点からの議論がされてきましたが、今後は、肝心の子供たちが受ける教育の質の面からの議論を、今後、十分に進めていってほしいです。

2019年9月24日付の日本経済新聞朝刊でも紹介されましたが、カナダのケベック州での保育所利用料の引き下げ施策により、保育所入所率や女性の就労率が上昇する一方、子供たちが20代になったときの社会・情動面の発達に悪影響があったとの研究もあります。現場監督感覚としても、長時間の保育は子供にとって全く悪影響がないとは言い切れないことを感じております。

長時間保育の利用により、子供の社会性や言葉の育ち、他者への思いやりなどが促されるであろうという側面もあります一方で、ストレスや母子間の愛着関係の形成を阻害され

るケースなど、功罪相まった影響や可能性があること、長時間保育を利用する保護者にとって、子育てにおいて留意すべき点は何かを具体的に示すこと。そして、子供にとって適切な保育利用時間とはどういうものであるかという例示をすることなどが、子供の利益を阻害しないことにつながりますので、国として長時間保育が子供に及ぼす調査研究と、制度のあり方の検討にぜひ早急に取り組んでいただきたいと思います。

ちなみに、休日保育との併用で、週7日利用する家庭・子供が現実にいることを申し添えます。どうぞよろしく願いいたします。

2番目「保育の必要性認定における『求職活動』の要件について」でございます。

求職活動については言及していただいておりますが、8時間もしくは10時間の保育が毎日必要になるということは言い切れません。求職活動の要件について検討していただきたいと思っております。

3番目、質の高い教育・保育の実現のために、今回、実態調査で明らかになった基準を超えた職員を配置する施設・事業所への対応についてでございます。

「1歳児の職員配置基準の改善」及び「4・5歳児の職員配置基準の改善」は必要な改善として積極的に進めていただきたいと思いますと思っております。本来、就学前児童の配置基準は国際的に比較すれば、幼児期において我が国の基準は、現在は2分の1から3分の1程度でございます。どうぞよろしく御配慮いただきたいと思います。

4番目「体調不良児、病児、病後児、医療的ケア児の定義について」でございます。

特別支援の乳幼児には保育教諭等が対応しますが、医療に絡むケースの場合は医療行為が伴うため看護師が対応することになります。

利用調整により入園した医療的ケア児が、吸引器などの医療機器と看護師が必要となるケースもあり、公的なガイドライン等があれば、インテーク時の確認が明確化され、保育士の配置の有無、もしくは受け入れ人数の判断が適切にできるようになります。また、受け入れられないという場合の説明も明確に示すことになります。

特別支援児と区別して対応できるようになるためにも、医療的ケア児の定義もしくはガイドライン等を整備し、対応が曖昧にならないように御配慮ください。

また、看護師配置の制度も、体調不良児同様に創設し、医療的事故が発生しないように、制度の充実をぜひともお願いします。

以上、子供たちの利益を守るために、引き続き、検討よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、東代理人、お願いいたします。

東代理人 本日、知事の三日月が公務の都合によりまして出席がかないませんので、代理として発言をさせていただきます。

まず、三日月がリーダーを務めております全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームにおきまして、少子化対策及び困難な環境にある子供への支援策につきましての

緊急提言を取りまとめさせていただきまして、要請活動を行わせていただきました。

内容といたしましては、子育ての経済的負担の軽減と保育サービスの充実や、子ども・子育て支援新制度に必要な財源の確保などにつきまして提言を行わせていただいたところでございます。本日、改めましてその確実な実施をお願いさせていただきたいと思っております。

次に、見直しに係る対応方針に関してでございます。

このたびの丁寧な方針の取りまとめ、まことにありがとうございます。その中で、公定価格の地域区分のあり方につきまして、これまでも委員の皆様方からさまざまな御意見もあったところでございますけれども、実情を、お伺いしておりますと、隣接する自治体間で公定価格の地域区分が大きく異なることから、運営費収入の格差が人件費に影響し、人材確保等が困難となっている自治体もあるとお聞きをしております。

今回、お示しいただきました対応方針に沿って、介護保険制度の特例の仕組みが導入されたといたしましても、各自治体の実情に応じまして、一定柔軟な対応が可能とはなりませんものの、地域によってはこの差が解消されないまま残るという懸念がございます。

こうしたことから、地域区分のあり方につきましては、関係する地方自治体の意見をお聴きいただきながら、引き続き検討するという事を盛り込んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、待機児童の解消、それから保育環境及び保育の質の向上のためには、保育人材の確保が喫緊の課題と考えておりますので、公定価格の地域区分のあり方の検討に加えまして、保育士等の業務負担の軽減や、さらなる処遇改善にも取り組んでいただきたいと思います。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、羽柴代理人、お願いします。

羽柴代理人 日本商工会議所でございます。

委員が都合により欠席のため、代理で発言させていただきます。

今回、示されました施行後5年の見直しに係る対応方針についてでございますが、本会議の議論を踏まえ、丁寧な取りまとめをいただいたことに心より感謝申し上げる次第でございます。

今後、政府におかれましては、この対応方針に基づき、具体的な制度、施策に落とし込んで、適切かつ速やかに実行に移されることをお願い申し上げたいと思っております。

また、本日示されました、参考資料3の就労証明書の標準的な様式の活用についてでございますが、特に都市部の会員企業から異なる様式記入に係る事務負担について改善の声がございまして、商工会議所といたしましても要望させていただいたものでございます。

今回の取り組みについて感謝を申し上げますとともに、より多くの自治体が、今後、導入されることを心より期待している次第でございます。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

古渡代理人、お願いいたします。

古渡代理人 全国認定こども園協会副代表の古渡です。本日は王寺の代理として答弁させていただきます。

まず、今回の全体的な取りまとめ、本当にありがとうございました。肅々と、ぜひ前進していただければと思いますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、2番目なのですが、今、ほとんどの委員の方が子育て支援という観点のお話がありました。実は今年の4月1日時点で、認定こども園の7,200を超えました。そして、多分、そろそろ8,000近くになってくると思います。認定こども園が、これだけの大きな数になってきた本当の理由というのは、多分、総合的ないろいろな機能を使える施設だからと思っております。そういう意味では、日本中に認定こども園はかなりの数がふえてきたということ。そして、我々協会としてもそのようなのですけれども、認定こども園になったばかりは機能は発揮しません。やはり3年ぐらいたたないと、実質的な認定こども園の総合的な機能を発揮してきません。

そういう観点から考えますと、本日、各委員からありましたように、子育て支援の機能が必須とされている幼保連携型認定こども園、これが5,000以上、今、日本中にあります。この施設を皆さんどのように活用し、本当にその子育て支援をという観点を踏まえまして、御検討をぜひお願いしたいと思います。

そういう観点の中で、もう一つ、職員配置上の公定価格上の問題もあるのですが、職種、例えば、認定こども園はいろいろな職員が配置されています。例えば、保育教諭だけではありません。例えば養護教員も配置されていたり、施設によってはもっとさまざまな教員並びに職員が配置されています。そういう職員とか保育教諭等の配置に鑑みた公定価格や制度のさらなる御検討をぜひお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして大日向会長代理からもお願いいたします。

大日向会長代理 ありがとうございます。

新制度施行から5年目でございます。スタート当初はさまざまな戸惑いとか混乱がありました。今回、こうした取りまとめに至りまして、この間の関係の皆様御尽力、後苦勞に、本当に感謝を申し上げたいと思います。

一方、私は、幾つかの自治体の子ども・子育て会議にかかわり、あるいは地域のNPO活動として、子育て、家族支援にかかわっております。国のこうした施策、そして、その背景にある理念がどこまで理解されているのだろうか。と課題を覚えることも少なくありません。

子育て支援に大切なことは2つあると思います。

まず1つは、当事者の親と子、それから、それを支えている地域の方々、さらには自治体の方々に、子育て支援のあり方が本当に理解されて、それぞれの地域の実態に合わせてカスタマイズされていくことが必要かと思えます。その意味からも、国の会議にかかわらせていただいております私たちの伝達の役割ということは大いということをおもいます。

2つ目は、子育て支援の検証です。先ほど小塩委員も言われましたけれども、検証が非常に必要だと思えます。

ただ、その場合、何を検証するのだろうかということ。子供の数が86万、国難という言葉もございますが、一方で人災だという方もいて、私は人災のほうが大きいと思えます。本当に若い世代たちが夢を持って子育てに取り組めるのだろうか、家庭を持てるのだろうか、あるいは働くこと、社会に参加することとの両立がどうなっているのだろうか、ここは本当に愚直なまでにいろいろな方の声を聞いて、焦らずにやることが必要だと思えます。

子育て支援は、これほどやっても効果が上がらないではないかという声もありますけれども、効果は、私は数だけではないと思っています。着実に、各地に子育て支援の効果が少しずつ見えて、これはNPO活動していて実感するところでもあります。ただ、全てに浸透していないというところでは課題が大いということ。そのための本当に必要なことというのは、施策の立案ももちろんですが、その背後にある哲学、先ほど徳倉委員は、風土がまだ醸成されていないとおっしゃって、本当にそのとおりで、これほど子供が少なくて、少子化に対する危機感がありながら、一方で、子供や子育てをしている方々に決してやさしい社会ではない、哲学をどれだけ醸成できるかという意味でも、この国の「子ども・子育て会議」が、丁寧な議論をこれからも重ねさせていただくことに期待をしていきたいと思えます。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、委員からの御質問等に対しまして、事務局から御回答のほうをお願いいたします。

池上参事官 まず内閣府の方から御回答いたしたいと思えます。

本日は取りまとめ案につきまして、それから、取りまとめ案以外のことも含めて、大変参考になる御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

公定価格につきましては、本取りまとめにおきましては積み上げ方式維持、それから、土曜保育の見直しの範囲、日数で行うと。それから、各種加算の充実についても御記載をいただいたところでございます。

来年度の予算にできるだけ反映させる必要があると考えておりますので、本取りまとめを受けまして、政府予算案の策定に向けた大詰めの調整を進めていきたいと考えてございます。

それから、東代理人からの、地域区分に関する修正の御意見につきましては、4ページ

の地域区分のところの(3)でございますけれども、そちらについて修正をさせていただきたいと考えます。現在は経過措置について検討すべきという内容になっておりますけれども、地域区分全体のあり方について検討すべきという内容にしたいと思っております。

具体的には、下から2行目「検討すべきである」の後を改行し、今の文章に変えまして、新しく「地域区分のあり方については、経過措置の将来的な取り扱いも含め引き続き検討すべきである。地域区分のあり方については、経過措置の将来的な取り扱いも含め、引き続き検討すべきである」という文にしたいと思っております。

これによりまして、経過措置について以外にも、地域区分全体のあり方が引き続きの検討課題であることが明確になると考えてございます。

それから、中正委員から御指摘いただきました、14ページで「子供」の表記が両方とも漢字になっているという点でございます。(5)の見出しのところですけれども、これについては、ほかの箇所にそろえができておりませんで失礼いたしました。子供の「子」は漢字、「供」はひらがなにしたいと考えます。

なお、障害の表記につきましては、政府全体でここで書かせていただいているような表記となっておりますので、御理解いただければ幸いです。

それから、岡本委員から御発言いただきました、最後の16ページの一番上のところ、多胎児を持つ子育て家庭への支援のところでございます。そこで、ハイリスクと考えられる家庭もあるのではないかという御指摘を頂戴しました。

ここにつきましては、ほかにも、例えば、奥山委員からも、産後からの切れ目のない支援というような御指摘もいただきましたので、今回の修正といたしましては、多胎児を持つ子育て家庭等への支援ということで、ほかの課題のある御家庭への支援ということを含ませていただければと考えてございます。

それから、今後の検討についてでございます。

「終わりに」もあるとおり、今後も、本日も御意見いただきました処遇改善や職員の配置基準などの質の向上など、各種運用について逐次改善を図っていく必要があると考えてございます。今回の取りまとめで引き続き検討すべきとされた事項や、中長期的な検討課題とした事項、それから、災害時の救援やあるいは長時間保育への懸念など、その他の事項もございますので、今後も余り間をあけずに「子ども・子育て会議」を開催させていただき、皆様からさまざまな御意見を伺ってまいりたいと考えてございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

秋田会長 お願いいたします。

矢田貝保育課長 厚生労働省保育課でございます。

臨時休園についてのガイドライン等をいつごろ示すのかという御質問がございました。調査研究自体は今年度中にまとめる予定で、今、作業をしているところでございますが、できますれば、通常、2月の終わりもしくは3月の頭に全国の担当課長会議というのを開催させていただいておりますので、その場でも何らかを示せるように、それを目指して、

今、作業を進めているところでございます。

もう一点、駒崎委員はいらっしゃらないですけれども、駒崎委員から有料での施設の貸し出しについての御意見がございました。

これにつきましては、補助金で建てられた施設を有料で貸し出すということについての問題でございますので、実はこれはほかの補助金で建てられた施設にも共通のところがございますので、その観点から研究させていただければと考えています。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、ただいま事務局のほうから御説明がありました、本日の取りまとめに関して、3カ所ほど御説明があった点で、この方向で修正をいただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(首肯する委員あり)

秋田会長 ありがとうございます。

本取りまとめを会議として御承認いただいたということで、進めさせていただきたいと思います。それでは、施行後5年の見直しに係る対応方針につきましては、この本日の議論を反映した上で、本日の会議をもって「子ども・子育て会議」としての取りまとめということにさせていただきます。政府におかれましては、この方針を踏まえ、しっかりと御対応をいただきたいと思います。

本日は第50回目の会議ということでありまして、これで今年を終了となります。皆様、お一人お一人のいろいろなお立場からの貴重なご意見を踏まえ、さらにこの会議で、子供の最善の利益、そして、保護者、保育者、地域の皆様、皆が一緒になって、さらなる保育の質を向上し、子育ての喜び、そして、保育という仕事の魅力を社会に向けて発信し、実際の事業としても進めていきたいと存じます。

それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきますと思います。

お疲れさまでした。